

平成 2 7 ・ 2 8 年度調査対象業務区分表（2 / 3）

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成26年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 設計	改修建築設計	居住中の共同住宅における改修・改良工事、又は複 合的な改修工事に係る基本・実施設計・積算業務 主な工事 ・リニューアル等改修工事 ・中層エレベーター設置工事 ・他	0 件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県・岐阜県・三重県 のいずれかに所在する者であること。	1．一級建築士事務所登録のある者であること。 2．一級建築士の有資格者を2名以上有する者であること。 3．機構又は公的機関から過去10年度以内（平成17年度以降）に下記の元請としての実績がそれ ぞれ1件以上あること。 ①地上6階建て以上の共同住宅の新築設計業務 ②居住中の共同住宅に係る保全・改修工事の設計業務 4．当機構における平成27・28年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・一級建築士取得後実務経験3年以上の管理技術者を配置できること。
	耐震改修設計	居住中の共同住宅における主として耐震改修工事に 係る基本・実施設計・積算業務	0 件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県・岐阜県・三重県 のいずれかに所在する者であること。	1．一級建築士事務所登録のある者であること。 2．一級建築士の有資格者を2名以上有する者であること。 3．機構又は公的機関から過去10年度以内（平成17年度以降）に下記の実績（①については元請 としての実績）がそれぞれ1件以上あること。 ①居住中の共同住宅に係る耐震改修工事の設計業務 ②耐震改修設計について第三者機関による評定評価の取得 4．当機構における平成27・28年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・一級建築士取得後実務経験3年以上の管理技術者を配置できること。
	保全建築設計	居住中の共同住宅における保全工事に係る 設計・積算業務 主な工事 外壁修繕工事 屋根断熱防水工事 建具等塗装工事 外回り建具改修工事 集会所修繕工事 エントランス改修工事 共用部改修工事 他	3 件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県、岐阜県、三重県 のいずれかに所在する者であること。	1．一級建築士事務所登録のある者であること。 2．一級建築士の有資格者を2名以上有する者であること。 3．機構又は公的機関から過去10年度以内（平成17年度以降）に対象業務と同種の元請としての 実績が1件以上あること。 4．当機構における平成27・28年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
	保全電気設備設計	居住中の共同住宅における電気設備改修工事に係る 設計・積算業務 主な工事 ・消防設備修繕工事 ・自家用電気工作物修繕工事 ・共用灯（照明器具）修繕工事等 他	6 件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県、岐阜県、三重県 のいずれかに所在する者であること。	1．建築設備士の有資格者かつ設備設計一級建築士、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、消防 設備士（甲種）、技術士（電気電子部門）のいずれかの有資格者をそれぞれ1名以上有する者であ ること。ただし、建築設備士の資格を有する者が、1に規定する他の資格を所持する場合は1名以上 でよい。 2．機構又は公的機関から過去10年度以内（平成17年度以降）に対象業務と同種の元請としての 実績が1件以上又は下請としての実績が5件以上あること。 3．当機構における平成27・28年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項） ・法申請を伴う設計業務を行う場合、一級建築士事務所登録のある者であること。 その際、設備設計一級建築士の配置を求める場合がある。
	保全機械設備設計	居住中の共同住宅における機械設備改修工事に係る 設計・積算業務 主な工事 ・給水管修繕工事 ・給水ポンプ修繕工事 他	3 件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県、岐阜県、三重県 のいずれかに所在する者であること。	1．建築設備士の有資格者かつ設備設計一級建築士、管工事施工管理技士、消防設備士（甲種）、技 術士（機械部門又は衛生工学部門）のいずれかの有資格者をそれぞれ1名以上有する者であるこ と。ただし同一人物がそれぞれの資格を所持する場合は1名以上でよい。 2．機構又は公的機関から過去10年度以内（平成17年度以降）に対象業務と同種の元請としての 実績が1件以上又は下請としての実績が5件以上あること。 3．当機構における平成27・28年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項） ・法申請を伴う設計業務を行う場合、一級建築士事務所登録のある者であること。 その際、設備設計一級建築士の配置を求める場合がある。

平成27・28年度調査対象業務区分表（2/3）

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成26年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
土木 設計	保全土木設計	居住中の共同住宅における土木修繕工事に 係る設計・積算業務 主な工事 道路通路等修繕工事 屋外環境整備（土木）工事 駐車場等整備工事 污水（排水）管修繕工事 他	1件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県、岐阜県、三重県 のいずれかに所在する者であること。	1．技術士（総合技術監理部門・建設部門）又はR C C Mのいずれかの有資格者を1名以上有する者 であること。 2．機構又は公的機関から過去10年度以内（平成17年度以降）に対象業務と同種の元請としての 実績が1件以上あること。 3．当機構における平成27・28年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
	保全造園設計	居住中の共同住宅における造園修繕工事に 係る設計・積算業務 主な工事 屋外環境整備（造園）工事 造園再整備工事 他	0件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県、岐阜県、三重県 のいずれかに所在する者であること。	1．国の建設コンサルタント登録「造園部門」がある者であること。 2．技術士（総合技術監理部門・建設部門（都市及び地方計画、建設環境））又はR C C M（造園、都市計画及び地方計画）のいずれかの有資格者を1名以上有する 者であること。 3．機構又は公的機関から過去10年度以内（平成17年度以降）に対象業務と同種 の元請としての実績が1件以上あること。 4．当機構における平成27・28年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・技術士（総合技術監理部門・建設部門（都市及び地方計画、建設環境））又はR C C M（造園、都市計画及び地方計画）の資格を有する照査技術者を別途配置できる こと。

- ※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の世帯向け共同住宅をいう。
- ※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者（※3）は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。
- ※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。
- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ※4 業務の実績は設計業務によるものに限る（積算業務の実績は認めない）。
- ※5 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は認めない。
- ※6 個別選定方式による競争入札を除く。
- ※7 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。
- ※8 機構支援業務（事務処理業務・発注等支援業務・設計品質確認等業務）受注者は、当該機構支援業務と直接関係しない者を担当技術者とすること。